

みんな知ってる？！

子どもの権利条約

1条～40条

石狩市の子どもの権利条例を制定するため、その基本となる考え方「子どもの権利条約」の条文を、イラスト付きでわかりやすくご紹介します。もっと詳しく知りたいと思ったら、日本ユニセフ協会の「子どもの権利カードブック」などを読んでみましょう。

[子どもの権利条約の四つの権利] 子どもの権利条約は、4つの権利のグループに分かれています。

生きる権利

育つ権利

参加する権利

守られる権利

生きる権利

いりょう
住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなどして、命が守られる



命が守られ自分らしく成長できる



いつでも健康でいられる



施設に入っている子どもの様子を確認



住まいや食べ物に困らず暮らせる



子どもがすこやかに育つように国も努力する

育つ権利

の
勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できる



だれ誰もが名前や国籍を持つことができる



名前、国籍、家族はだれ誰にも奪われない



親と引き離されない



別々の国にいる親と会える



よその国に連れ去られない



親に責任を持って育ててもらう



家族と暮らせなくなても安心して暮らせる



最も良いと確認された環境で育ててもらう



心やからだに障がいがあるても安心して社会参加できる



いろいろな方法で学べる権利



一人一人の能力を伸ばしながらじんけん平等、文化が学べる



自分の文化を大切にする



休むことも遊ぶことも大切な権利



きず傷ついた心やからだを回復させる

参加する権利

自由に意見を表したり、集まってグループをつくり、活動できる

【第12条】



【第13条】



【第14条】



【第15条】



【第16条】



【第17条】



自分のかかわることに
自由に意見を言える

伝えたいことを伝えること、
知りたいことを知ること

信じることも思うことも
自由にできる

いろんな考え方の人と
集まって仲間になれる

ひみつ
秘密は守られる

自分の成長に役立つ
情報を手に入れられる

守られる権利

暴力や差別、虐待、有害な労働などから守られる

【第19条】



親から子どもへの暴力は
許されない

【第22条】



難民になった子どもは
助けてもらえる

【第32条】



無理やり働かされない・
危険な仕事をさせない

【第33条】



薬物から子どもを守る

【第34条】



性暴力からも子どもを守る

【第35条】



誘拐や人身売買から
子どもを守る

【第36条】



子どもを利用する「搾取」
を許さない

【第37条】



罪を犯しても尊厳が
守られるように

【第38条】



命と幸せを奪う戦争に
子どもを参加させない

【第40条】



やり直すチャンスと支援
を受けられる

【参考】子どもの権利とは？

子どもの権利条約には4つの権利以外に、子どもの権利条約の考え方や大事な視点についても定められています。



【第2条】
どんな違いが
あっても
差別はダメ

【第3条】
子どもにとって
最も良いことを
一番に考える

【第4条】
国は努力する
義務がある

【第5条】
子どもが権利を
使うには
保護者の役割が大事

18歳未満はみんな子ども



【第1条】

子どもは18歳になる
誕生日の前の日まで